

損害賠償請求通知書

東日本地区における活性炭の取引に関し、令和元年11月22日、公正取引委員会は、貴社を含む16社は、遅くとも平成25年10月24日以降、東北地区における特定活性炭について、各社の利益を確保するため、共同して、供給予定者を決定していたとして、貴社を含む16社に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年4月14日法律第54号。以下「法」といいます。）第3条に違反するとして排除措置命令をするとともに、違反事業者を公表しました。

弘前市上下水道事業においては、浄水処理のために使用する活性炭について、平成27年7月から平成28年3月までの期間において、指名競争入札により落札した業者と、1kgあたり230円（税抜）で取引していましたが、公正取引委員会が公表した違反行為の概要によれば、これらの取引は法に違反するものとなります。また、平成29年2月21日の公正取引委員会の立入検査以降は、違反行為の取りやめが確認されていますが、その後、弘前市上下水道事業が実施した指名競

争入札においては、1kgあたり180円
(税抜)と、大幅に落札価格が下がりました。

このことから、弘前市上下水道事業として
は、1kgあたり230円(税抜)で取引し
ていた期間については、法に違反する行為に
より、活性炭の取引価格は不当に制限された
ものであり、違反行為を取りやめた後の価格
との差額分の損害を受けたと判断しました。

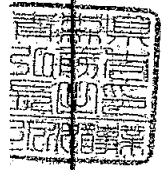
そこで平成27年7月から平成28年3月
までの期間に発生した損害については、貴社
が販売する活性炭を購入していたことから、
貴社に対し損害賠償を請求します。

つきましては、下記により計算した額の遅
延損害金と併せて、令和3年2月15日(納
期限)までにお支払いただきますよう求め
ます。

なお、上記の期限までに何らのご連絡もお
支払いもない場合には、訴訟その他の法的手
続きをとる所存であることを申し添えます。

記

物件名	水道用粉末活性炭
損害賠償金	金107,200円
遅延損害金	各代金支払日から支払済みま で年5分の割合による金員



損害賠償金内訳

全て樋の口浄水場納入分

契約日 平成27年7月27日

(1)

納入日 平成27年10月13日

納入量 1,000kg

請求日 平成27年11月2日

代金支払日 平成27年11月20日

契約単価(税込) 248円/kg

支払額 248,000円

適正単価(税込) 194.4円/kg

適正支払額 194,400円

損害額 53,600円

(2)

納入日 平成28年3月18日

納入量 1,000kg

請求日 平成28年4月8日

代金支払日 平成28年4月21日

契約単価(税込) 248円/kg

支払額 248,000円

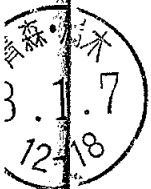
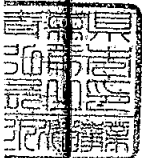
適正単価(税込) 194.4円/kg

適正支払額 194,400円

損害額 53,600円

振込先 銀行名：みちのく銀行

支店名：弘前営業部



預金種別：別段預金

口座番号：9951300

口座名義：弘前市上下水道事業
(ヒロサキシジョウゲス
イドウジギョウ)

以上

令和3年1月7日

〒036-1393

青森県弘前市大字賀田一丁目1番地1

弘前市上下水道事業

弘前市長 櫻田

担当課：弘前市上下水道部総務課

TEL：0172-55-9660

FAX：0172-55-9680

愛知県名古屋市中村区名駅二丁目29番16号

フタムラ化学株式会社

代表取締役 長江 泰雄 様

この郵便物は令和3年1月7日第75837号

書留内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

